

平成28年4月1日現在

給付の種類	受けられる条件	受けられる額																																					
基本手当	一定の被保険者期間がある者が離職し、就職の意思と働く能力がありながら、職業につくことができないとき ※一定の被保険者期間（平成19年10月～） 離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上あること。（疾病・負傷等の期間がある場合等最長4年間で、特定受給資格者等の場合は、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あること。）	1 倒産・解雇等による離職者 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">被保険者であった期間</th> <th>1年未満</th> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上5年未満</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td rowspan="4">90日</td> <td rowspan="4">90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30歳以上35歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>35歳以上45歳未満</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>330日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	被保険者であった期間		1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	1年未満	1年以上5年未満						30歳未満	90日	90日	90日	120日	180日	—	30歳以上35歳未満	90日	180日	210日	240日	35歳以上45歳未満	180日	240日	270日	330日	45歳以上60歳未満	150日	180日	210日	240日
		区分		被保険者であった期間		1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上																													
1年未満	1年以上5年未満																																						
30歳未満	90日	90日	90日	120日	180日	—																																	
30歳以上35歳未満			90日	180日	210日	240日																																	
35歳以上45歳未満			180日	240日	270日	330日																																	
45歳以上60歳未満			150日	180日	210日	240日																																	
2 倒産解雇等以外の事由による離職者 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">被保険者であった期間</th> <th>5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> <tr> <th>5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般被保険者</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	被保険者であった期間		5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	5年未満	5年以上10年未満					一般被保険者	90日	90日	120日	150日																					
区分		被保険者であった期間		5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																
	5年未満	5年以上10年未満																																					
一般被保険者	90日	90日	120日	150日																																			
高年齢求職者給付金	65歳以上の高年齢継続被保険者が失業したとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者期間</th> <th>給付日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>50日</td> </tr> </tbody> </table>	被保険者期間	給付日数	1年未満	30日	1年以上	50日																															
被保険者期間	給付日数																																						
1年未満	30日																																						
1年以上	50日																																						
再就職手当	基本手当の受給資格がある者が、安定した職業に就いた場合に、基本手当の支給残日数(就職日の前日までの失業の認定を受けた後の残りの日数)が所定給付日数の3分の1以上	①給付日数を1/3以上残して再就職 所定給付日数の支給残日数×50%×基本手当日額 ②給付日数を2/3以上残して再就職 所定給付日数の支給残日数×60%×基本手当日額																																					
就業手当	基本手当の受給資格がある者が、再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就業した場合に、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上あるとき	就業日×30%×基本手当日額																																					
高年齢雇用継続給付	高年齢雇用継続基本給付金	雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、原則として60歳以降の賃金が60歳時点に比べて、75%未満であるとき 60歳以上65歳未満の各月の賃金が60歳時点の賃金の ①61%以下 各月の賃金の15%相当額 ②61%超75%未満 低率率に応じて、各月の賃金の15%相当額未満（各月の賃金月額には上限が定められている）																																					
	高年齢再就職給付金	直前の離職時において被保険者であった期間が通算して5年以上ある者が、雇用保険の基本手当を受給し、支給残日数100日以上で60歳以上65歳未満で再就職し、賃金が基本手当の基準となった賃金月額に比べて75%未満に低下したとき（再就職にあたり再就職手当を受給していない） 給付額は上記と同じ 給付期間は雇用保険の基本手当の支給残日数による <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給残日数</th> <th>給付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100日以上 200日未満</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>200日以上</td> <td>2年間</td> </tr> </tbody> </table>	支給残日数	給付期間	100日以上 200日未満	1年間	200日以上	2年間																															
支給残日数	給付期間																																						
100日以上 200日未満	1年間																																						
200日以上	2年間																																						
育児休業給付	育児休業基本給付金 一般被保険者(短時間労働被保険者を含む。)が1歳(支給対象期間の延長に該当する場合は1歳6か月)未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に、原則、休業開始前の2年間に賃金支払基礎日数11日以上ある月が12か月以上あるとき 休業開始時賃金日額×支給日数の67%相当額 ※181日～50%																																						
介護休業給付	介護休業給付金 家族を介護するための休業をした場合に、原則、介護休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上ある者 休業開始時賃金日額×支給日数×40%																																						

法律の改正にご注意下さい。